

未利用市有地売却等の公募型プロポーザル方式ガイドラインの策定について

1 ガイドライン作成の目的

公募型プロポーザル方式により、未利用市有地を売却・貸付する場合の対象と手続きを明確にして、統一的な運用を図るもの。

2 対 象

(1) 売却の場合

当該地の利活用が地域に大きな影響を与えるもの、市の政策上、一定程度の土地利用の誘導が必要であるなど、まちづくりの観点から業者選定にあたり価格以外の要素を考慮する必要があるもの。

ア 所在等：原則として、居住誘導区域内にあること。ただし、市街化区域内の学校跡地についてはこの限りでない。

イ 面積要件：原則1ha以上。

ウ 事業者の参加見込み：複数の参加が見込まれるもの。

(2) 貸付の場合

活用方策について民間の創意工夫を求めるなど、業者選定にあたり価格以外の要素を考慮する必要があるもの。

ア 所在等：原則として、市街化区域内にあること。ただし、学校跡地についてはこの限りでない。

イ 事業者の参加見込み：複数の参加が見込まれるもの。

3 主な内容

・提案及び価格の点数配分

公募型プロポーザル方式による売却を行う場合、企画提案と価格の点数割合は原則3：1（75：25）とする。なお、貸付については、企画提案の点数割合をより重視した点数配分を行うことができる。

・決定機関

公募型プロポーザル方式の採否及びその他実施に伴い必要事項は財政局長を会長とした「公募型プロポーザル方式検討会議」で決定。

・事業者検討会

所管局が事業者検討会を設置し、その検討委員は全て外部有識者で構成し、人数は5名。

- 事業者募集要項の策定・公表

所管局が作成した案をもとに、事業者検討会の審査を経て事業者募集要項（応募者の資格や提案に対する評価項目及び配点等）を定め、事前に公表。

- 事業者検討会の審査内容

企画提案者からヒアリングを行い、提案と価格の採点及び最優秀提案候補者の選定に対する評価等を審査。

- 審査結果の公表内容

最優秀提案者の氏名及び提案内容、事業者検討委員の名簿や評価結果、市の選定理由及び今後のスケジュールを、最優秀提案者決定後、速やかに市のHP等で公表。

4 施行日（予定）

令和3年3月下旬